

令和6年度 指定管理者総合評価表(評価対象年度:令和5年度)

令和5年度事業に係る事業報告書等に基づき、指定管理者による管理運営状況について確認、検証した結果、下記のとおり評価しました。

施設名	津市まん中こども館
指定管理者	特定非営利活動法人津子どもNPOセンター
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日
施設の設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにするとともに、子供会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な事業を行うため。
指定管理者の業務	(1) こども館の運営に関する業務 ア 児童の健全な遊び場を提供するとともに、必要に応じて、遊びを通して子どもの指導を行うこと。 イ 乳幼児と保護者、小学生及び中高校生を対象とした事業の企画・実施を行うこと。 ウ 子ども会等の地域組織活動の育成助長を図ること。 エ 子育て家庭に対する相談、情報や交流の場の提供等、地域における子育て家庭の支援を行うこと。 オ 利用促進を図るため、こども館や各種事業に関する効果的な情報発信を行うこと。 カ こども館の適正な運営を図るため、運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。 (2) こども館の使用の許可に関する業務 ア 使用許可申請(変更を含む。)の受付、使用の許可、使用取消届の受付に関すること。 イ 児童館使用簿の管理に関すること。 (3) こども館の施設、設備器具等の維持管理に関する業務 ア こども館の維持管理に関すること。 イ こども館を常に清潔な状態に保つために、毎日清掃すること。 ウ こども館に設置されている備品について、日常点検を行い、利用者の安全性に配慮すること。 エ その他、関係する業務。 (4) その他本市が必要と認める業務 ア 自主事業に関すること 指定管理者が、こども館の効果的な運営や利用者のサービス向上を目的に、条例の目的の範囲内で、かつ、本来業務に支障をきたさないこと等の条件の下、指定管理者の責任と費用により自主事業を実施することができる。ただし、自主事業を実施する場合は、本市の事前承認を受けなければならない。 イ その他 指定管理者が、こども館の一部を使用して、指定管理業務の範囲外の事業を行おうとするときは、行政財産の目的外使用許可を本市から受ける必要がある。 また、指定管理者であることにより、目的外使用の許可が必ず受けられるものではない。
評価担当部課 (問い合わせ先)	健康福祉部こども家庭センターこどもの居場所づくり担当(電話059-229-3120)

評価は◎非常に良い、○良い、△やや悪い、×悪いの4段階です

区分	評価項目	検証結果	評価結果
管理状況について	適正な人員配置	人員配置は常に児童厚生員2名を配置している。イベント時等利用者が多い時はスタッフ数を増やして対応している。	○
	従事者の教育・研修	三重県児童館連絡協議会開催の児童厚生員等研修会や子どもの権利保障、虐待等の研修会等に参加したり、日常的に事業等のふりかえりを終了後に実施し、毎月スタッフ会議を開催したり、同NPOの実施する他事業(チャイルドライン等)に従事したりするなどしてスタッフの資質向上に努めている。	◎
	関係法令の遵守	関係法令は遵守されていた。	○
	緊急時等の対応	津センターパレスの行う防災訓練に参加するほか、スタッフで隔月で災害内容の想定を変えて避難訓練を行い、研修にも参加している。	○
	備品等の管理	市と指定管理者所有の備品台帳及び図書台帳をそれぞれ作成し、管理している。	○
	個人情報保護	津市個人情報保護条例に基づき適正に実施された。	○
	施設・設備の保守点検	日常的にスタッフによる点検を行っている。	○
	清掃業務	基本的にスタッフで毎日清掃を行っている。トイレは、業者に委託して行っている(日々の簡易的な清掃はスタッフが行っている)。	○
	警備業務	津センターパレスは、警備会社により警備を行っている。不審者等の通報は最寄りの交番に連絡している。	○
	環境への配慮	利用者へはゴミの持ち帰りを義務づけている。また、必要のないエリアの照明を消灯するなど節電を行った。	○
	報告書等の整理及び提出	各種報告書等は整理されており、協定書に基づく期限内の提出がなされた。	○
運営状況について	利用状況	令和3年度5,969人(うち子ども4,128人) 令和4年度6,869人(うち子ども4,570人) 令和5年度8,480人(うち子ども5,596人) 新型コロナウイルス感染症による制限もほぼなくなり、利用者数は増加傾向にある。	○
	利用者満足度の向上	利用者の声を受け止め、担当課と検討し、改善に努めた。	○
	地域や関係団体との交流・連携	地域の児童館に限定せず、全市的な視野で地域や学校、子ども関係団体へ事業を発信した。また、運営委員会を開催し、地域の子どもの関係団体から管理運営に対する意見を得て運営に活かしている。	○
	利用者の苦情、要望等の対応	利用者からの意見や苦情等については、一部の利用者に偏った利益とならないよう担当課と協議して、対応した。	○
	事業の実施状況	子ども主体の考え方を具現化し、「あそび」を柱において、子どもの年齢別に事業を行った。	◎

	その他	まん中こども館の告知カード、ポスター、パンフレットを小中学校に配布を協力していただくなどして、全市的に配布し、PRに努めた。	○
自主事業について	自主事業の適切な実施	地域の中学生の実習を受け入れたことを機に、子どもたちが自分の思いを表現できる場を作るなどの取り組みを行っている。	○
雇用・労働条件について	労働関係法令の遵守	労働関係法令を遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮がなされた。	○
収支状況について	収支決算状況	当初計画の範囲内において執行されていた。	○

【総合評価】 ※適正な管理運営を行ってきたかを記入する

児童館の設置目的に沿って適切に管理運営されており、子どもたちの健全な遊び場、また各種取組を通じた交流の場としての機能を継続することができた。

特に、子どもたちが主体的に活動することを大切にした児童館運営に取り組んでおり、こどもの年齢発達の段階を未就学児（親子）・小学生・中高生に分け、それぞれの階層に相応しい事業を展開している。また、産前産後の親を対象とした事業や、子育てひろば事業も実施することにより、未就学の親子の利用も多くなっていることから、子育て支援の拠点ともなっている。

運営についてはスタッフ会議を開催し、その内容を定期的に市と共有し、運営に活かしていることから、引き続き今後も情報共有を徹底し積極的な運営を行っていただきたい。

【指定管理者に対して行った指導助言の内容・今後の業務改善（向上）に向けた考え方】

引き続きこどもの居場所として、より多くのこどもに利用してもらえるよう取り組まれない。